

つつじが丘1丁目 自治会員各位

分別ゴミの出し方について

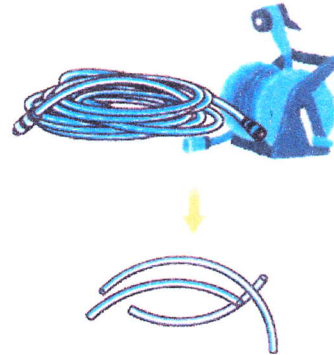
日頃より自治会活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

分別ごみを出される際、下記事項についてご協力をお願いいたします。

①ホースリール

ホースを1m程度にカットして燃やすごみへ出してください。
特例(ワイヤー入りホースは分別ゴミとなります)

リール部分は粗大ゴミとなりますが、プラスチック製で指定袋に入る小さいものは燃えるゴミでも出せます。
※但し、リールに金属類がある場合は粗大ゴミとなります。



② 2月の分別ごみの日の前夜に、違反ゴミが不法投棄されておりました。場所はバス停前ゴミステーションです。分別がしっかりとされていない為、回収業者へも引き取っていただけない為、ステーションを管理している当自治会にて保管しております。

会員様へお願い

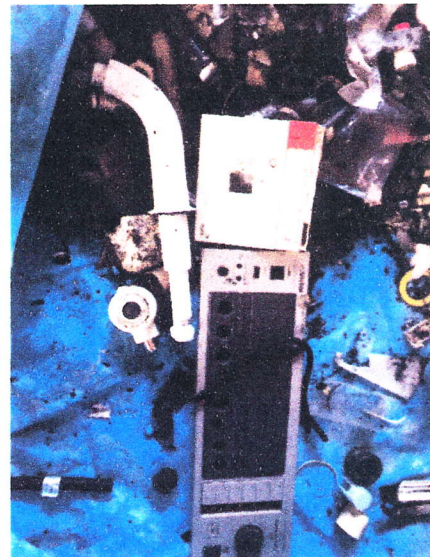
①今後、分別ゴミの前夜にステーションへ投棄する悪質な業者を見かけたら車のナンバー、特徴を控えて通報してください。

通報先

- 1.各務原警察署 058-383-0110
- 2.環境政策課 058-383-4230

不法投棄は重大な犯罪です。個人でも1000万以下の罰金刑5年以下の懲役刑が課され逮捕された後も廃棄をした業者だけでなく、依頼した方も刑事罰で罰せられますケースもあります。

②犯罪やトラブルに巻き込まれないために、今後ともゴミ出しは決められた日時に出してください。



分別方法は市が発行しているゴミ出しガイドブックに細かく記載されております。